

施設名	旧笹川家住宅
所管部・課	南区役所地域総務課
所在地	新潟市南区味方216
根拠法令	文化財保護法
設置条例	重要文化財旧笹川家住宅条例
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要美術品認定 昭和24年(1949年)4月13日</li> <li>○重要文化財指定 昭和29年(1954年)3月20日</li> <li>○建築年代</li> </ul> <p>表門 天正年間(1573～1591年)と推定、三戸前口土蔵 文政3年(1820年)、居室部 文政4年(1821年)、表座敷及び土間 文政9年(1826年)、米蔵 慶応3年(1867年)、奥土蔵・雑蔵・文庫 江戸後期、飯米蔵 江戸末期、井戸小屋・外便所 明治期</p>

施設 の 設置 目的	
<p>旧笹川家住宅を活用し、味方地区の歴史資料、民俗資料、その他の資料を保存し、及び公開することにより、市民の歴史及び文化に対する認識を深めるとともに、市民文化の向上に努めます。</p>	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
<p>国指定の重要文化財として、適切な保存と活用に努めます。新潟市単独所有では唯一の重要文化財旧笹川家住宅(笹川邸)を広く広報し、貴重な施設財産であることを市民に認識していただき、かつ、身近な施設となるよう、各種イベントを実施します。</p>	